

## 仕様書

- 1 業務名 豊橋リサーチパーク除草等業務
- 2 業務場所 豊橋市西幸町地内  
別紙1参照
- 3 業務内容 (1) 機械刈り (肩掛式も可)  
(2) 刈り草の搬出  
(3) 写真撮影  
(4) 資源化センターにおける刈り草の処分  
(5) 業務実施報告書の提出
- 4 実施時期 令和6年9月  
※平日利用している箇所もあるため、実施日は、土曜日又は日曜日とする。
- 5 留意事項 (1) 作業中は、人及び車等への飛び石等に配慮し、十分注意すること。  
(2) 除草を行う時期及び場所については、別に指示するものとする。  
(3) 実施日については、豊橋サイエンスコアの敷地内も含むため、豊橋市及び施設管理者(株)サイエンス・クリエイト)と調整すること。  
(4) 刈り草の処分費については、実績に応じて支払うこととし、支払時に清算する。  
想定投入料金 25,000円  
(5) 業務実施報告書には資源化センター計量伝票の写しを添付すること。  
(6) 本仕様書に記載のない事項については、協議のうえ決定すること。

## 安全対策について

- 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
- 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育\*を実施し、報告すること。
- 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- 建設工事保険等の加入について
  - ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
  - ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
  - ・保険契約後は証券の写しを提出すること。

※ 「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。

## 位置図



## 所在地及び除草面積等

図面番号	所在地	面積	左のうち除草面積
① 駐車場	西幸町字古並 51-22	2,315 m <sup>2</sup>	527 m <sup>2</sup>
② 幸王寿園の隣地	西幸町字古並 51-27	218 m <sup>2</sup>	218 m <sup>2</sup>
③ 植物工場の隣地	西幸町字浜池 331-12	177 m <sup>2</sup>	177 m <sup>2</sup>
④ 高師台中学の隣地	西幸町字浜池 331-15	433 m <sup>2</sup>	433 m <sup>2</sup>
⑤ サイエンスコア北側法面	西幸町字古並 51-11	330 m <sup>2</sup>	330 m <sup>2</sup>
		計	1,685 m <sup>2</sup>

※①駐車場については、一部防草シートあり